

災害対策基本法の改正などを踏まえ、災害予防・恒久対策を充実する観点から、防災関係機関等と意見調整を行い、市防災会議に諮り計画の修正を図る。

＜主な修正項目＞

(1) 避難情報の名称の変更と避難発令基準の見直し

- 災害対策基本法の改正により、対象者に伝わるよう分かりやすい名称に変更されたことによる修正。
- 避難勧告と避難指示が一本化されたことによる、発令基準の見直し。

(2) 個別支援計画(避難支援プラン)の名称の変更

- 避難行動要支援者の一人ひとりについての具体的な避難計画についての名称変更。
- 災害対策基本法の改正により、計画の作成が市町村の努力義務とされた。

(3) 災害対策本部の組織体制の変更

- 市の部局の再編に伴う、本部組織の部局・班体制の修正。
- 産業経済部を「産業経済部」と「土木部」に分割再編。

避難情報の名称の変更

- ① 警戒レベル3 「避難準備・高齢者等避難開始」
 - ・名称が長い。
 - ・一般の人を対象とした「避難準備」から始まるため、高齢者等に避難を求めることが伝わりにくい。
 - ➡ 早期避難の対象を明確にするため、名称を「高齢者等避難」に見直し。

- ② 警戒レベル4 「避難勧告、避難指示(緊急)」
 - ・避難勧告、避難指示の意味が正しく理解されておらず、避難勧告で避難しない人が多い。
 - ・同じレベルに2つの情報が位置付けられて分かりにくい。
 - ➡ 避難のタイミングを明確にするため、避難勧告を廃止し、「避難指示」に一本化。
(従前の避難勧告の発令のタイミングで避難指示を発令)

- ③ 警戒レベル5 「災害発生情報」
 - ・取るべき行動が分かりにくい。
 - ・市町村が災害の発生を把握できず発令できないことが多く、有効に機能していない。
 - ➡ 災害が発生、切迫した場合に緊急的に安全を確保する行動へ変容するよう、促す情報を「緊急安全確保」として位置付け。

5段階の警戒レベルと避難情報

警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	行動を促す情報
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保
~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難！> ~~~~~			
4	災害の おそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示
3	災害の おそれあり	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	今後気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 (気象庁)

## 避難発令基準の見直し

### 【従前の避難の勧告の基準 → 避難の指示の基準に変更】

市長は、次のいずれかの事由が発生した場合、その他の情報とともに総合的に判断し、住民の生命、身体の保護を図るため、避難の勧告を行う。

(ア) 土砂災害警戒情報が発表されたとき。

(イ) 河川水位観測所において、水位が氾濫危険水位を超え、かつその上流のダムの合計放流量が基準値に達し、なお上昇が認められるとき。

#### 【水位・ダム合計放流量基準】

水位観測所	氾濫危険水位	上流ダム	合計放流量基準
方谷	5.1m	千屋・河本・小阪部川	800m ³ /s
高梁	4.8m	千屋・河本・小阪部川	800m ³ /s
成羽	4.4m	黒鳥	1,400m ³ /s
広瀬	6.9m	千屋・河本・小阪部川・黒鳥	1,800m ³ /s

(ウ) 気象庁が発表する洪水警報の危険度分布(非常に危険)に該当したとき。

(エ) 気象庁、岡山県が発表する土砂災害警戒メッシュ情報(非常に危険)等に該当したとき。

(オ) その他火災等大規模な災害により、住民の生命、財産を災害から保護するため必要と認めるとき。

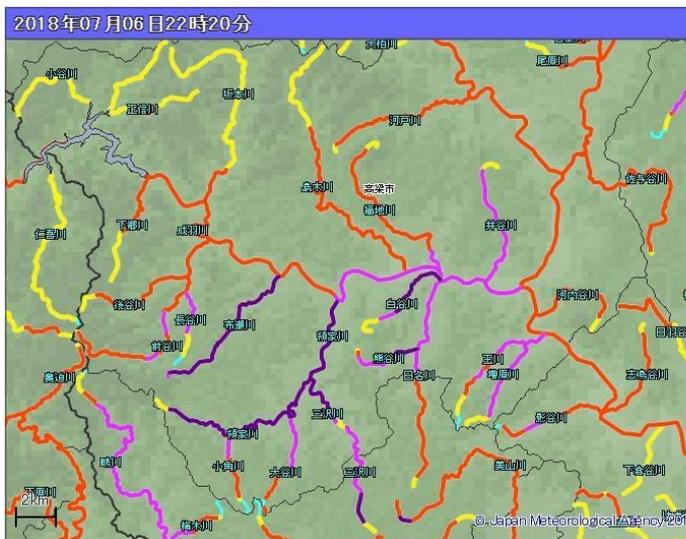
### 【従前の避難の指示の基準 → 廃止】

市長は、次のいずれかの事由が発生した場合、住民の生命、財産の保護を図るため、避難の指示を行う。

(ア) 気象庁が発表する洪水警報の危険度分布(極めて危険)に該当したとき。

(イ) 大規模な災害の発生により、避難を必至とする危険性が認められるとき。

## 【洪水警報の危険度分布】



## 【土砂災害の危険度メッシュ情報】

岡山県土砂災害危険度情報

お知らせ 2012.3.1 土砂災害危険度情報の表示が新しくなりました。

発表時刻 2010/07/14 10:00

土砂災害危険度情報

3	Level 4 土砂災害の恐れ
	Level 3 土砂災害に緊急警戒
	Level 2 土砂災害に注意
	Level 1 今後の雨量に注意

市町村を指定して危険度拡大表示

勝英地域	美作市 勝安町 宗義町 西条倉村
津山地域	津山市 越野町 久米原町 美球町
真庭地域	真庭市 新庄村
新見地域	新見市
東條地域	備前市 赤松市 和気町
岡山地域	岡山市 玉野市 瀬戸内市 吉備中央町
高梁地域	高梁市
倉敷地域	倉敷市 総社市 早島町
井笠地域	笠岡市 井原市 瀬口市 里庄町 外掛町

お知らせの履歴

2012.04.01 関連リンクの情報を更新しました。

携帯サイトへはこちらのURLからアクセスできます。  
<http://www.d-kekai.pref.okayama.jp/>

バーコード読取機能のある携帯電話は右のバーコードからもアクセスできます。



## 【避難支援計画(避難支援プラン) → 個別避難計画】

災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者の避難支援等を実施するための計画(個別避難計画)の作成が市町村の努力義務となった。

- ➡平成22年策定後、見直しが図られていない地域防災計画資料編の「高梁市避難支援プラン全体計画」の大幅見直しを行い、「避難行動要支援者名簿」の整備や「個別避難計画」の作成方法や活用方針などについて整理を行う。
- ➡見直し後の「高梁市避難支援プラン全体計画」においては、避難行動要支援者の避難支援等を実施するための計画の名称は「個別避難計画」とし、地域防災計画本編では避難行動要支援者の避難支援等を実施するための計画の名称の「避難支援計画(避難支援プラン)」を「個別避難計画」に変更する。

※大幅見直しを行い策定した「高梁市避難支援プラン全体計画」は別紙「資料①」

# 1. (3) 災害対策本部の組織体制の変更

土木部の新設により、従前の10部29班から、11部29班の体制となった。  
 ※消防団本部を除く。

